

Português

# INFORMAÇÕES ÚTEIS

## 外国語情報コーナー

English

### USEFUL INFORMATION

#### 第35回新春武道大会

日本語記事は11ページにあります。

#### 35° Campeonato de artes marciais de Ano Novo

Este é o único campeonato das tradicionais artes marciais apresentadas em conjunto, competindo os golpes treinados no dia a dia. Venham apreciar e torcer.

▼Data: 20 de janeiro (domingo) a partir das 9:30

▼Local: Fukushi Taikukan - Salão de

competição

▼Conteúdo: <Competição> Judô, Karatê, Kendô, Arco e flecha <apresentação> Karatê, Iai, Judô, Kendô, Aikidô, Arco de flecha

▼Informação: Fukushi Taikukan (TEL 82-5151)

#### The 35nd New Year's Martial Art Festival

Please join us for this annual Martial Arts Festival!

▼Date: January 20 9:30 am

▼Location: Civic Gym main arena/ Archery room

▼Tournaments: Judo, Karate, Japanese fencing, Japanese archery

▼Demonstrations: karate, Judo, Japanese Archery, iaido, aikido, Japanese fencing

For more information, please call the Civic Gym (Tel. 82-5151)

## 1月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

### 〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線204)または 市民課(内線198)
多重債務相談 (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー(内線202) または経済課(☎95-0125)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	高齢者職業支援室(内線203) または経済課(☎95-0125)福祉課(☎95-0118)

### 〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	担当課
税務相談	1月21日(月) 午前9時～正午	市役所2階 打合室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
福祉相談 (身体障がい者)	1月20日(日) 午前10時～正午	身体障害者福祉センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (FAX 83-1141)
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午・午後1時～4時	市役所3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)

※詳しくは、担当課までお問合せください。

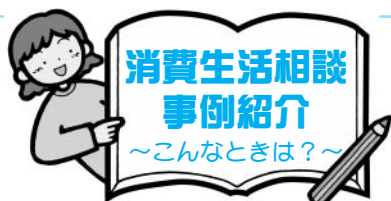
### 〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(予約制で各回3人)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談(予約制で6人まで)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください。



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談内容】クリーニングに出した夏物スーツが一部破損した状態で戻ってきました。店に対してどのような請求ができるのでしょうか。

【アドバイス】損害賠償制度のあるSマークやLDマークを提示している店には、自主基準「クリーニング事故賠償基準」をもとに算定した金額(品物の再取得価格×購入時からの経過月数に応じた補償割合)を請求することができます。マークがない店にもこの基準を目安に補償を求めることができます。ただし、品物を受け取ってから6か月、または品物を預けてから1年経過した場合は補償を受けることができません。

#### ■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日:午後1時～4時 ▶問合せ 市民相談コーナー(内線202)・経済課(☎95-0125)

【西三河県民生活プラザ】月～金曜日:午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999